

一般社団法人日本サンボ連盟
アンチ・ドーピング規程

第1章 世界ドーピング防止規程、国際サンボ連盟ドーピング防止規程及び日本ドーピング防止規程

(各ドーピング防止規程と本連盟の責任)

第1条 一般社団法人日本サンボ連盟(以下「本連盟」という。)は世界ドーピング防止規程(以下「WADA規程」という。)及びこれに則って策定された国際サンボ連盟ドーピング防止規程(以下「FIAS規程」という。)ならびに日本ドーピング防止規程(以下「JADA規程」という。)に基づき、日本国内におけるサンボ競技に関するドーピング・コントロールの実施に対する責任を担う。

2 WADA規程、FIAS規程及びJADA規程に基づき、本連盟は以下の役割及び責任等を担うものとする。

- (1)ドーピング防止方針及び規則をWADA規程、FIAS規程及びJADA規程に準拠せしめること。
- (2)(財)日本アンチ・ドーピング機構(以下「JADA」という。)と協力すること。
- (3)WADA規程、FIAS規程またはJADA規程に違反した競技者または競技者支援要員に対し、資格停止期間中、本連盟会員登録の資格を停止すること。
- (4)本規程に違反した本連盟加盟団体に対し、本連盟定款その他規程に従い、制裁を課すこと。
- (5)ドーピング防止教育を奨励すること。

第2章 ドーピング防止規程の適用

(適用の範囲)

第2条 本規程は以下の者に対して適用される。

- (1)本連盟
 - (2)競技者
 - (3)日本代表選手団のメンバー
 - (4)競技者支援要員
 - (5)本連盟加盟団体
- 2 ドーピング防止規則違反に対し、制裁措置が適用される。

第3章 義務

(競技者の義務)

第3条 競技者は、以下の義務を負うものとする。

- (1)適用されるドーピング防止方針及び規則を理解し、遵守すること。
- (2)検体採取に応じること。
- (3)ドーピング防止と関連して、自己が摂取し、使用するものに責任をもつこと。
- (4)医師に、禁止物質及び禁止方法を使用してはならないという自己の義務を伝え、自己に施される治療が、WADA規程に従って採択されたドーピング防止の方針及び規則に違反しないことを確認する責任をもつこと。

(競技支援要員の義務)

第4条 競技者支援要員は、以下の義務を負うものとする。

- (1) 自らに、または支援する競技者に適用されるドーピング防止方針及び規則を理解し、遵守すること。
- (2) 競技者の検査プログラムに協力すること。
- (3) 競技者の価値観及び行動に対する自己の影響力を行使しドーピング防止の姿勢を育成すること。

(本連盟加盟団体の義務)

第5条 本連盟加盟団体は、以下の義務を負うものとする。

- (1) 本規程を遵守すること。
- (2) 本連盟がWADA規程、FIAS規程及びJADA規程に基づく義務を遂行することに協力し、かつ、これを援助すること。
- (3) 本規程違反を防止するために適切な措置を講じること。

第4章 検査

(分析結果の承認)

第6条 本連盟は、WADA規程、FIAS規程及び JADA規程に従い、ドーピング 防止機関(JADAを含む。)が行う検査の分析結果を承認する。

(検体数)

第7条 競技会検査を行なう国内大会及びその検体数は、本連盟アンチ・ドーピング委員会が指定する。

(検査対象選手)

第8条 競技会検査における検査対象選手は原則としてFIAS規程に基づいて抽出される。

第5章 本規定違反

(ドーピング防止規則違反と本規定との関係)

第9条 ドーピング防止規則違反を犯すことは、本規程に違反する。

(適用規定)

第10条 ドーピング防止規則違反を犯したか否かを判断するために、WADA規程の第1～6条及び17条及びこれらに対応するFIAS規程ならびにJADA規程が適用される。

第6章 ドーピング防止規則違反

(承認)

第11条 本連盟は、全てのドーピング防止機関及び日本ドーピング防止規律パネルによる、人がドーピング防止規則違反を犯したとの決定及び制裁措置の内容を承認する。ただし、その認定がWADA規程、FIAS規程及びJADA規程に準拠し、その団体の権限に基づく場合に限る。

第7章 本連盟が課す制裁措置 (資格の喪失)

第12条 ドーピング防止規則違反を犯したと認定された人は、権限を有するドーピング防止機関及び日本ドーピング防止規律パネルがWADA規程、FIAS規程及び JADA規程の各第11条及び第12条に従って決定された制裁措置の期間、本連盟アンチ・ドーピング委員会の起案、本連盟理事会の決定により、本連盟会員登録の資格を失う。

(以前の制裁措置の承認)

第13条 本連盟は、違反が1回目か2回目かを判断するにあたり、いかなるドーピング防止機関及び日本ドーピング防止規律パネルによって課された以前の制裁措置をも承認する。

(加盟団体への制裁)

第14条 本規程に違反した本連盟加盟団体は、本連盟アンチ・ドーピング委員会の起案により、本連盟理事会及び本連盟評議員会の議決を経て、制裁を受ける。

第8章 懲戒措置手続

(判断・認定・不服申し立て規定)

第15条 ドーピング防止規則違反が問われる全ての事件は、WADA規程、FIAS規程及びJADA規程に準拠して判断され、WADA規程、FIAS規程及びJADA規程の条項に従って、認定がなされ、不服申立がなされるものとする。

第9章 通知

(制裁措置の通知)

第16条 本規程に基づいて制裁措置が課せられた場合には、本連盟は課せられた制裁措置の詳細を下記宛に送付する。

- (1) 財団法人日本オリンピック委員会
- (2) 国際サンボ連盟
- (3) JADA
- (4) WADA規程第14.33項及び、これに対応するFIAS規程ならびにJADA規程に基づき、通知を受ける権利を有する者
- (5) 本連盟が通知を必要と考えるその他の人

第10章 不服申立て

(不服申立て規定)

第17条 不服申立てについては、JADA規程第13条の規定に従うものとする。

第11章 ドーピング防止規則違反の審査

(制裁措置の取り消し)

第18条 ドーピング防止規則違反を犯したとして記録された人が後日、当該ドーピング防止規則違反を犯していないことが判明した場合、またはその他の誤りがCAS、日本スポーツ仲裁機構またはドーピング防止機関により明らかに

なった場合、本連盟はドーピング防止規則違反及びそのドーピング防止規則違反の結果として課せられた制裁措置を取り消すものとし、本規程第16条により制裁措置が課された旨通知された全ての人に対し、そのことを報告するものとする。

第12章 解釈 (定義)

第19条 本規程中、以下の語は以下の意味を持つものとする。

- (1)「ドーピング防止規則違反」とは、WADA 規程第2条及び、これに対応するFIAS規程ならびにJADA規程に記載されているドーピング防止規則に対する違反をいう。
- (2)「競技者」とは、WADA規程、FIAS規程及びJADA規程において定義されているとおりの意味を有し、かつ、本連盟登録をしている人を指す。
- (3)「競技者支援要員」とは、WADA規程、FIAS規程及びJADA規程において定義されているとおりの意味を有する。
- (4)本規程で定義されていない語は、文脈より異なる意味を持つものを除き、WADA規程、FIAS規程及び JADA規程で付与された意味を表すものとする。

第13章 規定の改廃 (改廃条件)

第20条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規定は、2022年(令和4年)4月1日から施行する。